キュービクル式発電設備の条例適合チェック表

小牧市火災予防条例第１６条

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式発電設備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 審査内容 | 申請機器 |
| 外　　　　　　箱 | 材料 | 鋼板又は同等以上の防火性能を有するものであるか | [　適　 ・ 　否　] |
| 板厚 | 床面以外 | 1.6ｍｍ（屋外用2.3ｍｍ）以上であるか | [　適　 ・ 　否　] |
| 床面　 | 1.6ｍｍ（屋外用2.3ｍｍ）以上であるか（コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。） | [　適　 ・ 　否　] |
| 開口部 | 防火戸（網入りガラスは不燃材料で固定）以上であるか | [　適　 ・ 　否　] |
| 固定 | 床に容易・堅固に固定できる構造であるか | [　適　 ・ 　否　] |
| 隙間 | 直径10ｍｍの丸棒の入る穴又は隙間はないか（配線の引込み口及び引出し口、換気口等も含む） | [　適　 ・ 　否　] |
| 外部露出設置可能機器 | 各種表示灯 | カバー材は難燃材以上であるか | [　適　 ・ 　否　] |
| 冷却水の出し入れ口及び各種水抜き管，燃料の出し入れ口，配線の引出し口，換気口及び換気装置，内燃機関の排気筒及び排気消音器，内燃機関の息抜き管並びに始動用空気管の出し入れ口以外のものが露出していないか | [　適　 ・ 　否　] |
| 上記について屋外に設けるものは，雨水等の浸入防止措置が講じられているか | [　適　 ・ 　否　] |
| 収納状態 | 電力需給用変成器・受電用遮断器、変圧器等の機器は外箱の底面から10ｃｍ以上離れているか、又はこれと同等以上の防水措置が講じられているか | [　適　 ・ 　否　] |
| 屋外に通じる有効な排気筒及び消音器を容易に取り付けられるものであるか | [　適　 ・ 　否　] |
| 内燃機関及び発電機を収納する部分は，不燃材料で区画し，遮音措置が講じられているか | [　適　 ・ 　否　] |
| 内燃機関及び発電機は，防振ゴム等振動吸収装置の上に設けられているか | [　適　 ・ 　否　] |
| 電線等は，内燃機関から発生する熱の影響を受けないように断熱処理され，固定されているか | [　適　 ・ 　否　] |
| 配線 | 電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものであるか | [　適　 ・ 　否　] |
| 換　気　装　置 | 全般 | 外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものであるか | [　適　 ・ 　否　] |
| 開口部 | 自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の1の面につき1/3以下であるか | [　適　 ・ 　否　] |
| 機械式 | 自然換気口不足の場合は、機械式換気設備が設置されているか | [　適　 ・ 　否　] |
| 換気口 | 換気口には金網、金属製ガラリ又は防火ダンパー等が設けられているか | [　適　 ・ 　否　] |
| 記入者 | 会社名：　　　　　　　　　　　　　　　氏名： |